2　法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類を省略する手続とする。

（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［号を削る。］

三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

2　法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる記載事項及び添付書類を省略する手続とする。

一　第十六条第二項第一号に掲げる書類

二　機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第二号に掲げる書類

（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類

(2)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）及び死亡時代理人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2)　法第二十一条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

一・二　［略］

［3～5　略］

（心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者）

第二十条の二　法第二十一条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請等）

第二十五条　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

［2～4　略］

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等）

第二十七条　［略］

［号を削る。］

一～三　［略］

［2　略］

3　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二～四　［略］

4　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二～四　［略］

5　［略］

二・三　［同上］

［3～5　同上］

［条を加える。］

（変更の許可の申請等）

第二十五条　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

［2～4　同上］

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等）

第二十七条　［同上］

一　譲受人に係る第二十条第二項第一号に掲げる書類

［二～四　同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第二十条第二項第一号ロに掲げる書類

［三～五　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人に係る第二十条第二項第一号ロに掲げる書類

［三～五　同上］

5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。